

2. 株主と経営機構

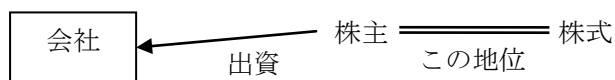
2-1. 株主の地位

2-1-1. 株主と株式

(1)株主と株式の意義

事例 2-a 株式会社

アユミさんとケンイチは、2 人でお金を出資して A 株式会社を設立して、紅茶の美味しいカフェを京田辺市ではじめた。このとき、アユミさんは 200 万円、ケンイチは 100 万円を出資した。さらに、A 株式会社は、X 銀行から 300 万円の貸付けを受けた。その後、ケンイチは自分の保有する株式全部をヤスヒロに譲渡した。



(2)株主であること（株式を保有していること）の意味

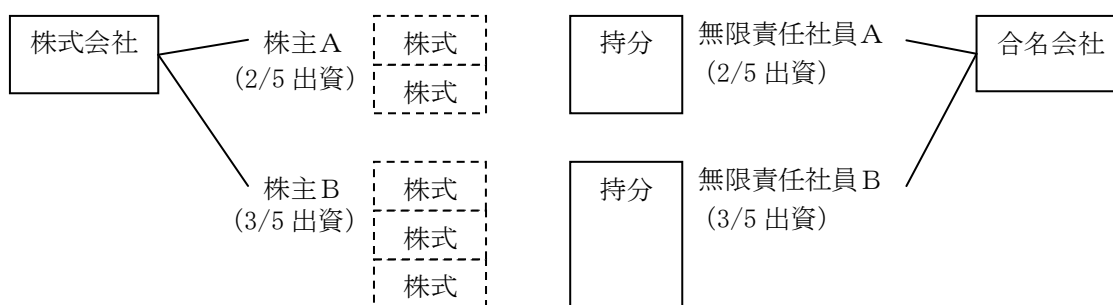
①株式会社の出資者

②利益の分配を受ける（「企業組織法」）

③意思決定に参加（2-2）

④義務・責任は負わず（9）

(3)株式の特徴=均一な単位に細分化



事例 2-a : A 株式会社が株式を全部で何株発行するかを設立時に決定 (会社 32 I ①)

例) 全部で 3 株発行 / 全部で 15 株発行

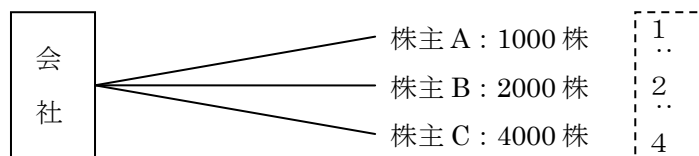
株式がそのようになっている目的

2-1-2. 株主の権利

(1)様々な権利

自益権	剰余金配当請求権 (会社 105 I ①) 残余財産分配請求権 (会社 105 I ②) 株式買取請求権 (会社 469etc.) 名義書換請求権 (会社 133)
共益権	意思決定に参加 監督是正権 * 下線を引いたもの=単独株主権 (1株でも有していれば行使可) その他=少数株主権 (一定数以上の議決権・株式を有していなければ行使できず)
	議決権 (会社 308) [情報収集] 帳簿閲覧請求権 (会社 433) 検査役選任請求権 (会社 358) [違法・不当行為是正] 代表訴訟提起権 (会社 847) 総会決議取消訴訟提起権 (会社 831) [最終手段] 解散請求権(会社 833)

(2)株主平等原則（会社 109 I）

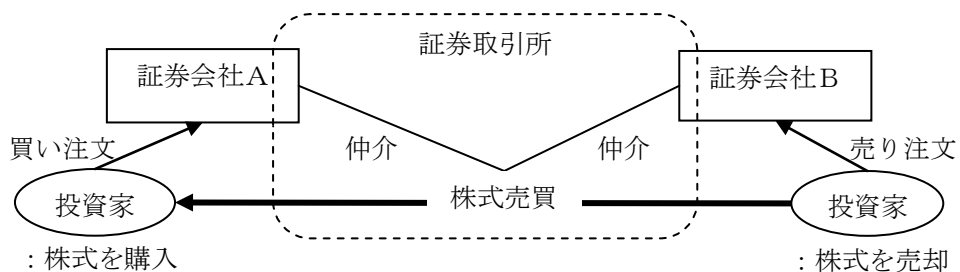


株主平等原則の機能

2-1-3. 株式の譲渡

①ほとんどの会社の株式

②上場会社の株式



2-2. 株式会社の経営機構

(1)経営機構と会社法

株式会社の特徴＝意思決定の仕組み（経営機構、機関設計）が比較的詳細に定められる

会社法の定め方 (会社 326-328) [テキスト 4 章 1 節 4]

: ① 経営機構についていくつかの選択肢を用意

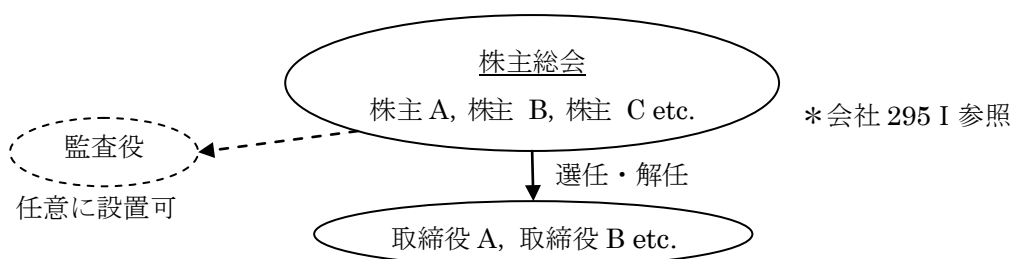
公開会社と大会社 [テキスト 1 章 3 節 2(4)(5)]

公開会社 (会社 2⑤) [復習] = 株式の譲渡が自由にできる会社
 ⇔ 非公開会社 (閉鎖会社)

大会社 (会社 2⑥) = 資本金 ≥ 5 億円 or 負債総額 ≥ 200 億円 = 規模が大きい会社

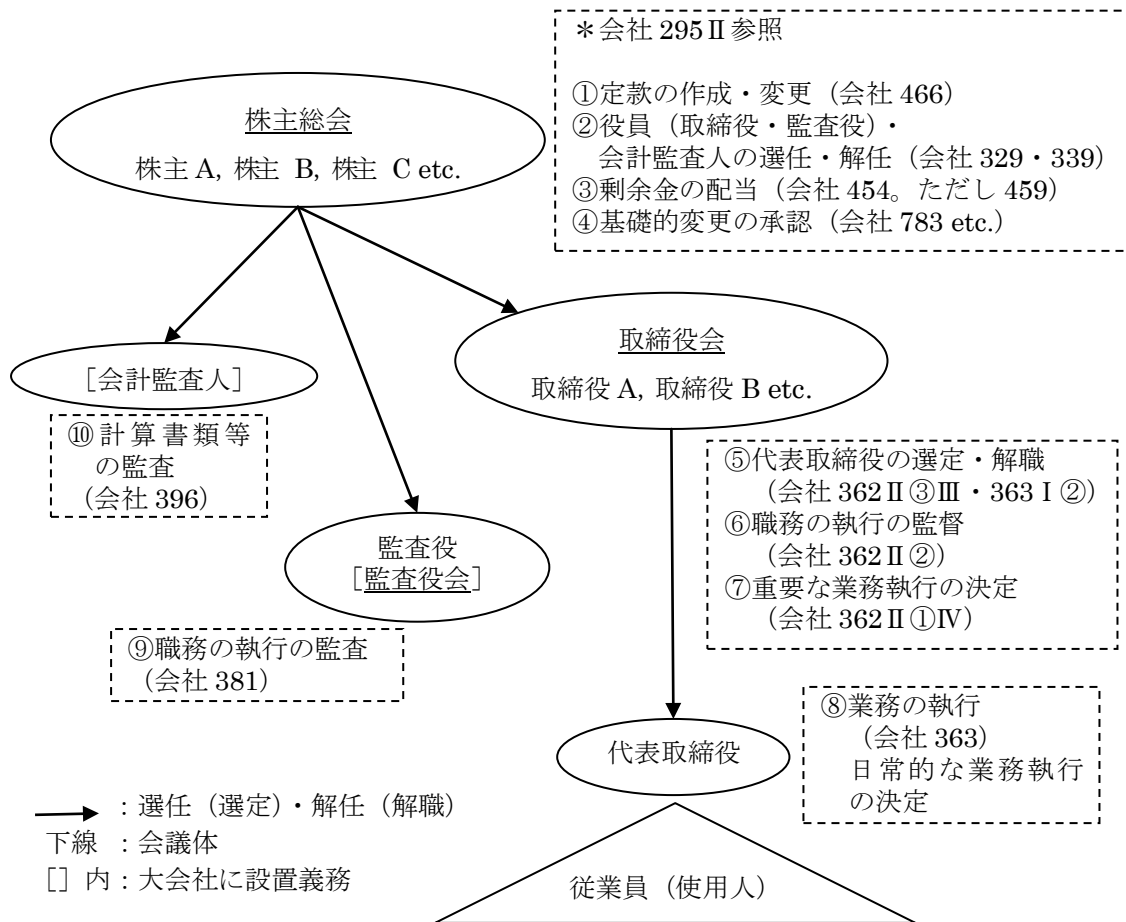
② 選択肢の中でどれを選ぶかはそれぞれの会社の自由

(2) 単純な経営機構 (非取締役会設置会社。会社 326 I ・ 会社 348 I)



(3) 複雑な経営機構 (取締役会設置会社。会社 327 I ① II 本 ・ 362 II ・ 328 I)

複雑な経営機構が定められる理由



*会計参与 (会社 326 II・374-380) についてはさしあたり無視

*委員会設置会社 (会社 2⑩・400-422) については講義「企業組織法」で

(4)今後の講義のプラン

(a)意思決定の権限=誰がどのような事柄について、株式会社の意思決定ができるか

(b)取締役をコントロールする仕組み

(b-1)取締役の監督

(b-2)取締役が会社に対して負う義務・責任

→①取締役会設置会社を前提に、(a)(b-1)のルールを説明 (3~5)

②取締役会設置会社を前提に、(b-2)のルールを説明 (6~8)

③非取締役会設置会社は、主に「企業組織法」で説明

2-3. 法人格と機関

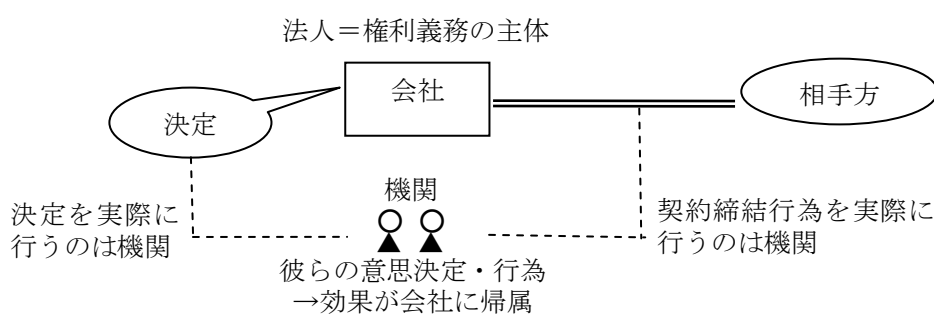
(1) 法人 (会社 3)

法人格 / 法人 (⇔ 人間 (民 3) = 自然人)

大学も法人

同志社大学 = 学校法人同志社が設置している私立大学
 知真館 2 号館などの建物や土地 ≠ 学校法人同志社自身
 (学校法人同志社が、そのような建物や土地を所有している)
 みなさんが教育サービスを受ける契約 (在学契約) = みなさんと同志社との間の契約
 (学校法人同志社が契約当事者)

(2) 機関



事例 2-b 株式会社の機関

① A 株式会社の代表取締役 X が、A 株式会社を代表して、商品を売却する契約を、B 株式会社との間で締結した。② A 株式会社の株主総会で、配当 (利益の分配) の金額を、1 株あたり 10 円にすることが決定された。